

# 第2条 差別されない権利

子どもの権利プロモーター講座  
基礎コース第2回 第2日(2025.3.28)

定者 吉人

# 日本語訳について

公式文(英文)、政府訳と対象しながら私の訳を読んでいます。

私の訳の全文(PDF)は[こちら](#)。

## 今回、主として読む条文

- 2条
- 18条2項
- 20条1項
- 23条
- 30条

## 第2条

## 第2条

### 【私訳】

日本は、どの子どもにも、この条約が定める権利を尊重し、その権利を確かに守る。

子どもは、人種が違ふとか、肌の色が違ふとか、男であるとか女であるとか、言葉が違ふとか、宗教が違ふとか、意見が違ふとか、出身がどうか、障がいがあるとかないとか、両親が結婚しているとかいないとか、両親の意見がどうかとか、そんな理由で差別されない。

また、そのほかのどんな理由によっても、子どもは差別されない。

## 第2条

### 【政府訳】

1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。

2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適切な措置をとる。

## 第2条

1. States Parties shall respect and ensure the rights set forth in the present Convention to each child within their jurisdiction without discrimination of any kind, irrespective of the child's or his or her parent's or legal guardian's race, colour, sex, language, religion, political or other opinion, national, ethnic or social origin, property, disability, birth or other status.

2. States Parties shall take all appropriate measures to ensure that the child is protected against all forms of discrimination or punishment on the basis of the status, activities, expressed opinions, or beliefs of the child's parents, legal guardians, or family members.

# 差別を禁止する対象

- 人種、性別、言語、宗教、意見、出身、生まれ、障がいの有無、財産、その他 (race, colour, sex, language, religion, political or other opinion, national, ethnic or social origin, property, disability, birth or other status.)
- **子ども本人の属性と子どもの親や保護者の属性の双方**

# 「その他の状態」(Other Status)

明示的に挙げられていないその他のあらゆる特性についても、差別の根拠とすべきでないという、オープンエンドなカテゴリ。

委員会は、この「その他の状態」を活用して、従来あまり注目されなかったり新たに浮上した子どもに対する差別の根拠にしている。

- 性的指向および性自認
- 障害および健康状態 HIV感染またはその影響を受けた子ども
- ストリート・チルドレン(路上生活を強いられている子ども)
- 非行に関与した子ども

# 差別をなくすためのあらゆる措置

- 法制度および制度的枠組みの強化 すべての子どもに平等な権利を保障するため、明示的に差別を禁止する包括的な反差別法の制定。
- 差別的な現行法の見直しを通じて、特定の属性に基づく不平等な扱いを完全に撤廃する。
- 差別的慣行の廃止

- 意識向上および教育による態度変容
  - 日本に対しては、少数派や非日本人出身の子どもに対する差別を減少させ、防止するための意識向上プログラムや人権教育の強化が求められている。
- 平等なアクセスおよび包括性の確保
  - インクルーシブ教育（障害を持つ子どもを一般学校に統合、少数言語を話す子どもや難民の子どもが学校に通えるようにする）
  - ユニバーサルな医療アクセス（子どもが民族、国籍、貧困の理由で医療サービスを受けられないことがあってはならない）

## モニタリングと評価体制の確立

- データ収集およびモニタリング、そして説明責任の仕組みを強化し、差別に対抗するための措置を講じ、進捗状況を監視し、必要に応じて制裁や救済措置を実施する。

# 脆弱な立場の子どもへの特別支援

- 脆弱な立場の子ども
  - ひとり親家庭、移民背景を持つ子ども、障がいのある子ども、経済的に不利な環境にある子ども
- 今後の対応策:
  - 経済的、社会的背景に起因する格差を是正するため、特に支援が必要なグループに対する教育・医療・福祉サービスを充実する。
  - 地方自治体と連携し、地域ごとの実情に合わせた支援プログラムを策定・実施する。

## 多文化共生教育・意識改革プログラム

- **背景・他国の事例**：スウェーデンやニュージーランドでは、学校教育や公共キャンペーンを通じた多文化共生・差別解消の取り組みが進められている。
- **今後の対応策**：
  - 学校カリキュラムに、異文化理解や多様性の尊重を促すプログラムを組み込む。
  - 教員や公務員向けに、差別問題への意識向上・対処方法の研修を定期的実施する。
  - メディアや地域コミュニティと連携した啓発キャンペーンを展開し、広く国民の意識改革を促す

## 当事者参加型の政策策定プロセス

- 実際に差別を受ける子どもたちやその家族を政策決定の場に参加させる仕組みを整える。
- 現場の声を反映させるため、関係者や専門家、当事者間での意見交換の場を設け、政策改善に活かす。

# 実質的平等の実現のために

第2条第2項は、国に対し、「子どもがあらゆる形態の差別から保護されるよう、あらゆる適切な措置を講じなければならない」と義務付けている。

- 形式的に同じ扱いをするだけでなく、実質的な平等(実質的公平)の実現が重要。差別には、露骨な不平等待遇(直接差別)だけでなく、一見中立な扱いが結果的に特定の子どもに不利益をもたらす場合(間接差別)も含まれる。
- 国は誰も権利から取り残されないよう、弱い立場にある子どもたちを積極的に見出して支援することが求められる。

# アファーマティブアクションとは

アファーマティブアクション(積極的差別是正措置)とは、歴史的に差別や不利益を被ってきた集団に対して、機会の平等や実質的な平等を促進するために講じられる特別措置を指す。

具体例として、雇用・教育での一定の割当て(クォータ)制度、奨学金の優先措置、特定集団向けの能力開発プログラムなど。

その目的は、過去や現状の不平等を是正し、社会全体として平等な結果(機会・待遇)を実現することにある。

# 国際人権法とアファーマティブアクション

国際人権法上、アフ国際人権法上、アファーマティブアクションアーマティブアクションに相当する「特別措置 (special measures)」は、適切に設計されたものであれば 差別とはみなされない というのが通説。

- 人種差別撤廃条約 (ICERD) 第1条4項は、人種や民族的マイノリティの平等な享有を確保するために必要な特別措置は人種差別とはみなさないと明記している。また同条約第2条2項では、加盟国に対し実質的平等を達成するための「特別かつ具体的な措置」を講じる積極的義務を課している。
- 女性差別撤廃条約 (CEDAW) 第4条も、男女の実質的平等を加速させるための一時的特別措置は差別に該当しない旨を定めている。
- 障害者権利条約 (CRPD) でも、第5条4項で障害者の実質的平等を図るための特別措置は差別とみなしないと規定されている。

# 権利条約上の特定の子ども集団に対する特別の配慮や支援

子どもの権利条約のいくつかの条項は**特定の子ども集団に対する特別の配慮や支援**を明確に認めている。

代表例が第20条と第23条。これら特別規定は、第2条の非差別原則と矛盾するどころか、**むしろ第2条を実現するための具体策として整合的に位置付けられる。**

- **第20条**: 家庭環境がない子ども
- **第23条**: 障害のある子ども

# 第20条第1項

## 【私訳】

一時的または永続的に家庭環境を奪われた場合、またはその家庭環境にとどまることが子どもの最善の利益に反する場合、子どもは、国に対し特別の保護と援助を求める権利がある。

## 【政府訳】

1 一時的若しくは恒久的にその家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。

## Article 20

1. A child temporarily or permanently deprived of his or her family environment, or in whose own best interests cannot be allowed to remain in that environment, shall be entitled to special protection and assistance provided by the State.

## 第18条第2項

### 【私訳】

日本は、父母が子どもを育てる責任を十分に果たすことができるよう、必要な援助を行う。

## 【政府訳】

2 締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養護のための施設、設備及び役務の提供の発展を確保する。

## Article 18

2. For the purpose of guaranteeing and promoting the rights set forth in the present Convention, States Parties shall render appropriate assistance to parents and legal guardians in the performance of their child-rearing responsibilities and shall ensure the development of institutions, facilities and services for the care of children.

# 第23条

## 【私訳】

障がいがある子どもは、人としての尊厳を確保し、自立をし社会へ積極的に参加でき、十分に満ち足りた生活を楽しむことができるよう、特別の支援を求める権利がある。

# 第23条

## 【政府訳】

1 締約国は、精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める。

2 締約国は、障害を有する児童が特別の養護についての権利を有することを認めるものとし、利用可能な手段の下で、申込みに応じた、かつ、当該児童の状況及び父母又は当該児童を養護している他の者の事情に適した援助を、これを受ける資格を有する児童及びこのような児童の養護について責任を有する者に与えることを奨励し、かつ、確保する。

3 障害を有する児童の特別な必要を認めて、2の規定に従って与えられる援助は、父母又は当該児童を養護している他の者の資力を考慮して可能な限り無償で与えられるものとし、かつ、障害を有する児童が可能な限り社会への統合及び個人の発達（文化的及び精神的な発達を含む。）を達成することに資する方法で当該児童が教育、訓練、保健サービス、リハビリテーション・サービス、雇用のための準備及びレクリエーションの機会を実質的に利用し及び享受することができるように行われるものとする。

4（略）

# 第23条

## Article 23

1. States Parties recognize that a mentally or physically disabled child should enjoy a full and decent life, in conditions which ensure dignity, promote self-reliance and facilitate the child's active participation in the community.

2. States Parties recognize the right of the disabled child to special care and shall encourage and ensure the extension, subject to available resources, to the eligible child and those responsible for his or her care, of assistance for which application is made and which is appropriate to the child's condition and to the circumstances of the parents or others caring for the child.

3. Recognizing the special needs of a disabled child, assistance extended in accordance with paragraph 2 of the present article shall be provided free of charge, whenever possible, taking into account the financial resources of the parents or others caring for the child, and shall be designed to ensure that the disabled child has effective access to and receives education, training, health care services, rehabilitation services, preparation for employment and recreation opportunities in a manner conducive to the child's achieving the fullest possible social integration and individual development, including his or her cultural and spiritual development.

4.(略)

## 第23条の言葉の解説

- **障害のある子ども**（精神的又は身体的な障害を有する児童）：身体的または知的・発達障害など何らかの**障害がある 18歳未満の子ども**を指す。
- **適切な援助**（適した援助）：条文では「当該児童の状況及び…事情に適した援助」と書かれており、**子どもの障害の種類・程度やその子を養育する者の状況に合った支援**を指す。各国は利用可能な資源の範囲で、援助を申請した障害児とその保護者に対し、このような**適切な支援が提供されることを確保する義務**がある。

## 第23条の概略

- **障害のある子どもの生活の質** :障害のある子どもは、**尊厳を確保され、自信を持ち、積極的に社会参加することを奨励される**ような、十分かつ適切な生活を享受する権利がある。
- **特別な保護と支援を受ける権利** :障害のある子どもには、**特別な保護(ケア)を受ける権利** がある。
- **社会参加** (社会への積極的な参加 / 社会への統合):障害のある子どもが**地域社会の一員として当たり前**に受け入れられ、**積極的に活動・参加**できること。障害児が社会から隔離されるのではなく、教育や遊び、文化活動などあらゆる**社会生活に参画**できるようにする。

## 第23条の概略2

- **包括的なサービスへのアクセス保障** : 提供される援助は原則**無償**で(保護者の経済状況に応じて可能な限り無料)。また、その援助の内容は、障害のある子どもが学び、訓練、保健サービス、リハビリテーション・サービス、雇用のための準備及びレクリエーションの機会など、あらゆる機会を実質的に利用できるようにするものであること。これにより、障害児が将来は、働くなど、**社会の中で役割をもち自己実現**できる。

## 日本の課題

- 委員会は「障害のある子ども(知的障害を含む)がその権利の享有において依然として不利な立場に置かれており、教育制度やレクリエーション・文化活動などにも十分**統合されていない**」ことを懸念している。
- 実際、日本では障害の程度によっては特別支援学校など**分離された環境で教育を受ける子どもが多い**現状があり、インクルーシブ教育の更なる推進が課題とされている。

## 日本の課題2

- 委員会は、日本政府に対し通常学級への障害児受け入れ拡大や教員の研修強化、バリアフリー化の促進(合理的配慮の提供)など、第23条の精神に即した**包摂的教育システムの整備**が求めている。
- また、地域によって支援サービスの質や量に差があること、障害児や家族への社会的な偏見が残ることなども指摘されており、これらへの対応も今後の課題。